

令和 8 年度

自己点検シート
(介護報酬編)

— 令和 8 年 6 月版 —

(特定施設入居者生活介護)
(介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所番号 : 3 3

事業所名 :

点検年月日 : 令和 年 月 日 ()

点検担当者 :

一般型・外部サービス利用型

加算等名称	特定施設入居者生活介護			介護予防特定施設入居者生活介護	
	イ 特定施設入居者生活介護費	ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費	ハ 短期利用型特定施設入居者生活介護費	イ 介護予防特定施設入居者生活介護費	ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費
看護職員又は介護職員の人員欠如減算	○		○	○	
従業員の人員欠如減算		○			○
限度単位数		○			○
身体拘束廃止未実施減算	○			○	
高齢者虐待防止措置未実施減算	○	○	○	○	○
業務継続計画未策定減算	○	○	○	○	○
入居継続支援加算	○				
生活機能向上連携加算	○			○	
個別機能訓練加算	○			○	
ADL維持等加算	○				
夜間看護体制加算	○		○		
若年性認知症入居者受入加算	○		○	○	
協力医療機関連携加算	○	○		○	○
口腔・栄養スクリーニング加算	○			○	
科学的介護推進体制加算	○			○	
障害者等支援加算		○			○
退院・退所時連携加算	○				
退居時情報提供加算	○			○	
看取り介護加算	○				
認知症専門ケア加算	○			○	
介護職員等処遇改善加算	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算	○	○	○	○	○
生産性向上推進体制加算	○		○	○	
サービス提供体制強化加算	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算	○	○	○	○	○

セル	対象
	外部利用型のみ
	全て

※青字部分…令和6年6月改訂箇所

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
共 通					
	人員基準	要介護状態区分などに応じた所定の単位数表	☐ 満たす	要支援・要介護度別利用者がわかる書類、職員勤務表、職員名簿、利用者のわかる書類	平成12年厚生省告示第27号5 【解釈青 P.488, 1296】 【解釈緑P.711, 725】
	【特定、短期、予防特定】	看護又は介護職員の人員欠如がある場合、所定単位の70/100で算定しているか。	☐ 適正		
	人員基準 ※	要介護状態区分などに応じた所定の単位数表	☐ 満たす	要支援・要介護度別利用者がわかる書類、職員勤務表、職員名簿、利用者のわかる書類	平成12年厚生省告示第27号19 【解釈青 P.488, 1296】 【 解釈緑P.711, 725】
	【外部利用、予防外部利用】	従業者の人員欠如がある場合、所定単位の70/100で算定しているか。	☐ 適正		
	人員基準減算（人員基準上必要とされる員数を下回った場合）の適用猶予（人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間）	1 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情による ・職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合や職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合 等	☐ 該当		R8.5.8付け老認発05088第2号「指定居宅サービスの要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅量要管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について R8.5.8付け事務連絡「指定居宅サービスの要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅量要管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の発出に伴うQ&A（令和8年5月8日）
		2 人員基準上必要とされる員数を下回っている	☐ 該当		
		3 次のa～dの全てに該当 a 公共職業安定所又は無料の職業紹介事業を活用して職員の確保に係る取組を行っている b 民間職業紹介事業を活用する場合は医療・介護・保育分野における適正有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含む c_公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用している場合においても、自ら採用情報をウェブサイト等で公表する等、職員の確保に係る取り組みを積極的に行っている d 一部職へ過度な業務負担とならないよう、職員の適正な労働時間管理を行い、適正な整備を図るよう努めている	☐ 該当		
		4 1年（人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月の初日から起算）に1回限り	☐ 該当		
		5 人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月まで「別紙様式14 やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出書添付書類」を県へ提出 ※報告時点で有効な求人票の写しを添付	☐ 該当		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	限度単位数 ※	要介護状態区分などに応じた所定の単位数表	☐ 満たす	介護報酬請求に係る書類	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 【解釈青 P.520, 1316】
	【外部利用、予防外部利用】	要支援状態区分などに応じた所定の単位数表	☐ 満たす		
	障害者等支援加算 ※	1日につき20単位	☐ 適正	療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(2)③、第2の9(2)③ 【解釈青 P.521, 490, 1317, 1298】
	【外部利用、予防外部利用】	療育手帳の交付を受けている。	☐ 適正		
		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。			
		医師により、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付と同等の症状を有すると診断されている。			
	身体拘束廃止未実施減算	1月につき10%減算	☐ 未実施	身体拘束適正化のための指針、検討委員会・研修会実施状況	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(4)、第2の9(3) 【解釈青 P.493, 1299】
	【特定、予防特定】	(1) 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している。	☐ 未実施		
		【外部・短期】 R7.4.1～	(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図っている。		
	(3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備している。		☐ 未実施		
	(4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施している。		☐ 未実施		
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の1～4の措置のいずれかが講じられていない場合			平成12年3月8日老企第40号 第2の4(5)、第2の9(4) 【解釈青 P.493, 1299】
		1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること	☐ 未実施	委員会の開催記録	
		2 虐待の防止のための指針を整備すること	☐ 未実施	虐待の発生・再発防止の指針	
		3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること	☐ 未実施	研修計画、実施記録	
		4 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと	☐ 未実施	担当者の配置が分かる文書	

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
業務継続計画未策定減算 ※R7.4.1～ 減算適用		以下の基準に適合していない場合			平成12年3月8日老企第40号 第2の4(6)、第2の9(5) 【解釈青 P.493, 1299】
		1 感染症や非常災害対策の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること	☐ 未策定	業務継続計画（感染症・非常災害）	
		2 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	☐ 未実施	対応の記録	
入居継続支援加算（Ⅰ） 【特定】		1 日につき36単位	☐ 適正		平成12年3月8日老企第40号 第2の4(7) 【解釈青 P.494】
		次の①又は②のいずれかを満たし、③及び④どちらも満たすこと			
		①医師の指示により「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」を必要とする者の占める割合が利用者の15%以上であること	☐ 適正		
		②医師の指示により「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」に加えて、「尿道カテーテル留置」、「在宅酸素療法」、「インスリン注射」を実施している状態である者の占める割合が15%以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること	☐ 適正		
		③介護福祉士の数が、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上	☐ 適正		
		④人員基準欠場に該当していないこと	☐ 適正		
		サービス提供体制強化加算は算定していない。	☐ 適正		
		入居継続支援加算（Ⅱ）は算定していない。	☐ 適正		
入居継続支援加算（Ⅱ） 【特定】		1 日につき22単位	☐ 適正		平成12年3月8日老企第40号 第2の4(7) 【解釈青 P.494】
		次の①又は②のいずれかを満たし、③及び④どちらも満たすこと（③④は加算Ⅰと同様）	☐ 適正		
		①医師の指示により「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」を必要とする者の占める割合が利用者の5%以上であること	☐ 適正		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
		②医師の指示により「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」に加えて、「尿道カテーテル留置」、「在宅酸素療法」、「インスリ注射」を実施している状態である者の占める割合が15%以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。	☐ 適正		
		サービス提供体制強化加算は算定していない。	☐ 適正		
		入居継続支援加算(Ⅰ)は算定していない。	☐ 適正		
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき+100単位 ※3月に1回を限度（利用者の急性憎悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除く。）	☐ 適性		
	【特定、予防特定】	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（※1）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（理学療法士等）の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（機能訓練指導員等）と共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	☐ 実施	利用者に関する記録（アセスメント等）、評価の記録、個別機能訓練計画書	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(8)、第2の9(6) 【解釈青 P.497, 1300】
		(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している。	☐ 実施	個別機能訓練計画書、実施記録	
		(3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。	☐ 実施	個別機能訓練計画書、評価の記録、報告の記録	
		(4) 個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り算定（(1)の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合は、再算定可）	☐ 満たす		
		(5) 個別機能訓練加算を算定している場合は算定不可	☐ 算定せず		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
生活機能向上連携加算（Ⅱ） 【特定、予防特定】	Ⅰ月につき＋200単位	☐ 適性			平成12年3月8日老企第40号 第2の4(8)、第2の9(6) 【解釈青 P.497, 1300】
	（Ⅰ）指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（※Ⅰ）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（理学療法士等）が、当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（機能訓練指導員等）と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	☐ 実施	利用者に関する記録（アセスメント等）、評価の記録、個別機能訓練計画書		
	（Ⅱ）個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供している。	☐ 実施	個別機能訓練計画書、実施記録		
	（Ⅲ）機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとにⅠ回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。	☐ 実施	個別機能訓練計画書、評価の記録、報告の記録		
	（Ⅳ）個別機能訓練加算を算定している場合はⅠ月につき＋ⅠⅠⅠ単位	☐ 該当			
個別機能訓練加算（Ⅰ） 【特定、予防特定】	Ⅰ日につき12単位	☐ 適正			平成12年3月8日老企第40号 第2の4(9)、第2の9(7) 【解釈青 P.500, 1303】
	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等をⅠ人以上配置	☐ 配置			
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上機能訓練指導員を配置	☐ 配置			
	多職種協働による個別機能訓練計画の作成	☐ 作成	個別機能訓練計画、実施時間・訓練内容・担当者等の記録		
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	☐ 実施			
	計画に基づく機能訓練の実施	☐ 実施			
	利用者に対する計画の内容説明、記録	☐ 3月毎に実施			
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	☐ あり			
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	☐ あり			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月につき20単位	☐ 適正		
	【特定、予防特定】	個別機能訓練加算（ⅰ）を加算されている。	☐ 適正		
		利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出（LIFEを使用）し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	☐ 実施		【解釈緑 P. 875～889】
	ADL維持等加算（Ⅰ・Ⅱ共通）	評価対象者（※1）の総数が10人以上	☐ 満たす		
	【特定】	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（評価対象利用開始月）と当該月の翌月から起算して6月目（※2）においてADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出（LIFEを利用）	☐ 実施		平成12年3月8日老企第40号 第2の4(10) 【解釈青 P. 502】 【解釈緑 P. 603】 令3告73・十六の二
		※1 当該事業所又は当該施設の利用期間（評価対象利用期間）が6月を超える者			
		※2 6月目にサービスの利用がない場合については、当該サービスの利用があった最終の月			
	ADL維持等加算（Ⅰ）	評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（ADL利得）の平均値が1以上	☐ 満たす		
	ADL維持等加算（Ⅱ）	評価対象者のADL利得の平均値が3以上	☐ 満たす		
	夜間看護体制加算（Ⅰ）	1日につき18単位	☐ 適正		
		常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている。	☐ 配置		
		夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しているか	☐ 適正		
		重度化した場合における対応の指針の有無	☐ あり		
		入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意の有無	☐ あり		平成12年3月8日老企第40号 第2の4(11) 【解釈青 P. 504】

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	夜間看護体制加算（Ⅱ） 【特定、短期】	1日につき9単位	☐ 適正	夜間連絡対応体制の指針 又はマニュアル、重度化 対応のための指針	平成12年3月8日老企第40 号 第2の4(11) 【解釈青 P.504】
		常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている。	☐ 配置		
		24時間連絡体制の確保等	☐ あり		
		重度化した場合における対応の指針の有無	☐ あり		
		入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意の有無	☐ あり		
	若年性認知症入居者受入加算 【特定、短期、予防特定】	1日につき120単位	☐ 適正	担当者確認書類	平成12年3月8日老企第40 号 第2の4(12)、第2の 9(8) 【解釈青 P.504, 1304】
		受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること	☐ 適正		
	協力医療機関連携加算 【特定、予防特定】	1月につき40単位	☐ 適正	看護日誌、同意書、医療 機関への情報提供書類、 協力医療機関との契約書	平成12年3月8日老企第40 号 第2の4(13)、第2の 9(9) 【解釈青 P.504, 1304】
		入居者の同意を得て、協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する 会議を定期的に （月1回以上） 開催している。 「会議を定期的に開催」とは、次のいずれかに該当するものであること。	☐ 実施		
		イ 電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が 随時確認できる体制が確保されている場合には、年1回以上開催すること。			
		ロ 年3回以上開催すること。ただし、入院の必要性が認められた当該施設の入 居者が当該協力医療機関で年2件以上入院した場合又は往診の必要性が認められ た当該施設の入居者に当該協力医療機関が年2件以上往診を実施した場合には、 当該協力医療機関との会議の開催を年1回以上開催することで差し支えないこと とする。また、この場合において、入退院又は往診に際して当該協力医療機関の 職員と、当該施設の入居者の急変時の対応方針及び診療又は入院若しくは往診依 頼時の連絡方法等に係る適切な情報共有が行われていること。			
		100単位を算定する場合は、次の2点を満たすか ①利用者の症状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う 体制を常時確保していること ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること	☐ 満たす		
		会議の開催状況については、会議の概要を記録しているか	☐ 適正		
		看護職員が前回情報提供日から次回情報提供日までの間で、利用者ごとに健康状 況を随時記録しているか	☐ 適正		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	口腔・栄養スクリーニング加算 【特定、予防特定】	1回につき20単位(6か月に1度が限度)	☐ 適正	口腔・栄養スクリーニング様式 情報提供した旨の記録	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(14)、第2の9(10) 【解釈青 P.506, 1306】 【解釈緑 P.604, 890～949】
		サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状況について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に係る情報を介護支援専門員に提供すること。	☐ 適正		
		当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない。	☐ 算定せず		
		定員、人員基準に適合	☐ 該当		
	科学的介護推進体制加算 【特定、予防特定】	1月につき40単位	☐ 適正		平成12年3月8日老企第40号 第2の4(15)、第2の9(11) 【解釈青 P.508, 1307】 【解釈緑 P.29問6, 875～889】
		利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出（LIFEを使用）し、必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、特定施設を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用	☐ 少なくとも3月ごとに実施		
	退院・退所時連携加算 【特定】	1日につき30単位	☐ 適正		平成12年3月8日老企第40号 第2の4(16) 【解釈青 P.508】
		医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れること	☐ 適正		
	退居時情報提供加算 【特定、予防特定】	利用者1人につき1回限り算定 250単位	☐ 適正		平成12年3月8日老企第40号 第2の4(17)、第2の9(12) 【解釈青 P.508, 1308】
		利用者が医療機関に入院する場合に、利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、利用者の紹介を行っているか	☐ 実施		
		別紙様式12の文書に必要な事項を記載の上、医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付しているか	☐ 実施		
		利用者の同意は得ているか	☐ 実施		
	看取り介護加算(Ⅰ・Ⅱ共通) 【特定】	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者である。	☐ 該当	介護日誌、同意書、特定施設サービス計画書	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(18) 【解釈青 P.510】
		看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対し、内容を説明し、同意を得ている。	☐ 適正		
		看取りの実績等をを踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている。	☐ 適正		
		看取りに関する職員研修を行っている。	☐ 適正		
		利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係る計画を作成している。	☐ 適正		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
		医師、生活相談員、看護師、介護職員等が共同し、本人又はその家族の求めに応じ随時、説明を行い同意を得たことについては、介護記録にその説明日時、内容等を記録している。	☐ 適正		
		算定日数は死亡日を含め45日上限	☐ 適正		
		当該特定施設において看取り介護を直接行っていない日は算定不可	☐ 適正		
		退居等した月と死亡月が異なる場合でも算定可能なので、退居等の翌月死亡した場合も前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求がある旨説明し、文書により同意を得ている。	☐ 適正		
		退居等の後も継続して利用者家族への指導や医療機関に情報提供等を行う事や医療機関から本人に関する情報を得ることについて本人又はその家族に説明し、文書により同意を得ている。	☐ 適正	介護日誌、同意書、特定施設サービス計画書	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(18)
		本人又はその家族に対する説明に係る同意について、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載し、同意をした旨を記載している。	☐ 適正		
		本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえないような場合、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来てもらえなかった旨を記載している。	☐ 適正		
		夜間看護体制加算を算定している。	☐ 適正		
	看取り介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以内	☐ 1日72単位		
		(2) 死亡日以前4日以上30日以内	☐ 1日144単位		
		(3) 死亡日の前日及び前々日	☐ 1日680単位		
		(4) 死亡日	☐ 1日1280単位		
	看取り介護加算(Ⅱ)	加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員数が1人以上である	☐ 適正		
		(1) 死亡日以前31日以上45日以内	☐ 1日572単位		
		(2) 死亡日以前4日以上30日以内	☐ 1日644単位		
		(3) 死亡日の前日及び前々日	☐ 1日1180単位		
		(4) 死亡日	☐ 1日1780単位		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	認知症専門ケア加算（Ⅰ） 【特定、予防特定】	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上	☐ 適正	認知症専門ケア加算に関する確認書、研修修了証の写し	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(19)、第2の9(13) 【解釈青 P.513, 1308】
		認知症介護に係る専門的研修を修了した者を配置し、専門的な認知症ケアを実施している。	☐ 適正		
		従業者に対し、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。	☐ 適正		
	認知症専門ケア加算（Ⅱ） 【特定、予防特定】	（Ⅰ）の算定要件をすべて満たしている。	☐ 適正		
		認知症介護の指導に係る専門的研修を修了した者を1名以上配置し、専門的な認知症ケアの指導を実施している。	☐ 適正		
		介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成の上、研修を実施又は実施予定としている。	☐ 適正		
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 【特定、予防特定、短期】	1月につき10単位	☐ 適正		平成12年3月8日老企第40号 第2の4(20)、第2の9(14) 【解釈青 P.514, 1310】
		第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保しているか	☐ 適正		
		協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めているか	☐ 適正		
		感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応しているか	☐ 実施		
		診療報酬の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加しているか	☐ 実施		
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 【特定、予防特定、短期】	1月につき5単位	☐ 適正		平成12年3月8日老企第40号 第2の4(21)、第2の9(15) 【解釈青 P.514, 1310】
		診療報酬の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているか	☐ 実施		
	新興感染症等施設療養費 【特定、予防特定、短期】	1日につき240単位	☐ 適正		平成12年3月8日老企第40号 第2の4(22)、第2の9(16) 【解釈青 P.514, 1310】
		厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保しているか	☐ 適正		
		当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを提供した場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定しているか	☐ 適正		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
生産性向上推進体制加算 (1) 【特定、予防特定、短期】		1月につき100単位	☐ 適正		
		(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な4つの事項について検討を行い、当該事項の実施を定期的に(3月に1回以上)確認しているか	☐ 適正		
		①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	☐ 実施		
		②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	☐ 実施		
		③介護機器の定期的な点検	☐ 実施		
		④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐ 実施		
		上記①～④の取組及び介護機器の活用のデータ等のより業務改善に関する実績があるか	☐ ある		
		(2) 委員会の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	☐ ある		
		(3) 介護機器①～③を複数種類活用している			
		介護機器① 見守り機器を全ての居室に設置し、すべての利用者を個別に見守ることが可能な状態としているか	☐ 実施		
		介護機器② インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器を、同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用しているか	☐ 実施		
		介護機器③ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器を使用しているか	☐ 実施		
		(4) 委員会において、業務内容の明確化や見直しを行い、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)を実施しているか	☐ 実施		
		事業年度ごとに、(1)(3)(4)の取組に関する実績データを厚生労働省へ報告しているか	☐ 実施		

平成12年3月8日老企第40号 第2の4(23)、第2の9(17)
【解釈青 P.516, 1312】

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 【特定、予防特定、短期】	1月につき10単位	☐ 適正		
		(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の算定要件(1)に適合している	☐ 適正		
		(2) 次の①～③の介護機器のうち1つ以上使用しているか ①入居者1名以上に見守り機器を使用していること ②インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器を、同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用していること ③介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器を使用していること	☐ 実施		
		(3) 事業年度ごとに(1)(2)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	☐ 実施		
	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 【特定、短期、予防特定、外部利用、予防外部利用】	定員、人員基準に適合	☐ 適正		
		前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近3か月の職員の割合につき、毎月確認し記録している。	☐ 適正		
		介護職員のうち介護福祉士の割合が70%以上 もしくは介護職員のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上	☐ 適正	サービス提供体制強化加算に関する届出書、サービス提供体制強化加算に関する確認書	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(24)、第2の9(18) (第2の2(21)①～④、⑥準用) 【解釈青 P.516, 13212】
		提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施している。	☐ 実施		
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・(Ⅲ)は算定しない。	☐ 適正		
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 【特定、短期、予防特定、外部利用、予防外部利用】	定員、人員基準に適合	☐ 適正		
		前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近3か月の職員の割合につき、毎月確認し記録している。	☐ 適正		
		介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上	☐ 適正		
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・(Ⅲ)は算定しない。	☐ 適正		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 【特定、短期、予防特定、外部利用、予防外部利用】	定員、人員基準に適合	☐ 適正		
		前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近3か月の職員の割合につき、毎月確認し記録している。	☐ 適正		
		介護職員のうち介護福祉士の割合が50%以上	☐ 適正		
		介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上	☐ 適正		
		介護職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上	☐ 適正		
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）は算定しない。	☐ 適正		
	介護職員等処遇改善加算 算定要件	1 介護職員処遇改善加算の算定額見込み額以上となる処遇改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じること。	☐ 該当		青P519 注1 R8.3.13老発0313第6号 「介護職員等処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 R83.3.13事務連絡 「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」
		2 1の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、知事に届け出ていること。	☐ 該当		
		3 賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。	☐ 該当		
		4 事業年度ごとに介護職員処遇改善実績報告書を作成し、知事に提出していること。	☐ 該当		
		5 算定日が属する月の前12月間において労働基準法等の労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	☐ 該当		
		6 労働保険料の納付が適正に行われていること。	☐ 該当		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
		7 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 【月額賃金改善要件Ⅰ】 加算Ⅳの加算額の2分の1以上に相当する額以上を、基本給又は毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てている。 (2) 【キャリアパス要件Ⅰ】（任用要件・賃金体系の整備等） 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等の要件を定めていること。 イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めていること。 ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 <u>※令和8年度は、申請時に下記「8 令和8年度特例要件」を満たす場合は、年度内に対応を誓約すること可。年度末までに対応を行い実績報告書で報告。</u> (3) 【キャリアパス要件Ⅱ】（研修の実施等） 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の資質向上又は資格取得のための支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 イ アについて、全ての介護職員に周知していること。 <u>※令和8年度は、申請時に下記「8 令和8年度特例要件」を満たす場合は、年度内に対応を誓約すること可。年度末までに対応を行い実績報告書で報告。</u> (4) 【キャリアパス要件Ⅲ】（昇給の仕組みの整備等） 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 イ アの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 <u>※令和8年度は、申請時に下記「8 令和8年度特例要件」を満たす場合は、年度内に対応を誓約すること可。年度末までに対応を行い実績報告書で報告。</u>	☐ 該当 ☐ 該当 ☐ 該当 ☐ 該当		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
		(5) 【キャリアパス要件Ⅳ】 (改善後の年額賃金要件) 「経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること（加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上の者を除く。）。 ※加算の算定額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合は適用除外 ※令和8年度は、申請時に下記「8 令和8年度特例要件」を満たす場合は、年度内に対応を誓約すること可。年度末までに対応を行い実績報告書で報告。	☐ 該当		
		(6) 【キャリアパス要件Ⅴ】 (介護福祉士の配置等要件) サービス類型ごとに以下の届出を行っていること。 ・訪問介護 →特定事業所加算Ⅰ又はⅡ ・（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院 →サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ ・介護老人福祉施設 →サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、若しくは日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 →サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、若しくは入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ ・（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護 →サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、若しくは本体施設において加算Ⅰ	☐ 該当		
		(7) 【職場環境等要件】 ○加算Ⅰ・Ⅱ ・6つの区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。 ・情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。 ○加算Ⅲ・Ⅳ ・6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。 ※「生産性向上推進体制加算」を算定している場合は、生産性向上の要件を満たすものとする ※1法人当たり1の施設又は事業所運営するような小規模事業所は、㊸（共同化の取組）を行っていれば、生産性向上の要件を満たすものとする ※令和8年度は、申請時に下記「8 令和8年度特例要件」を満たす場合は、年度内に対応を誓約すること可。年度末までに対応を行い実績報告書で報告。	☐ 該当		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
		8 【令和8年度特例要件】 以下のアからウのいずれかの取組を行っていること ア 訪問・通所系サービス ケアプランデータ連携システムを利用していること ※申請時は加入の誓約で可。実績報告書で利用実績を報告。 イ 施設・居住系サービス 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること ※申請時は取得の誓約で可。実績報告書で算定について報告。 ウ 開設法人が社会福祉法人連携推進法人に所属していること	☐ 該当		
	介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	上記算定要件のⅠからⅦ（Ⅶ）の要件をすべて満たすこと。	☐ 該当		
	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	上記算定要件のⅠからⅧの要件をすべて満たすこと。	☐ 該当		
	介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	上記算定要件のⅠからⅦ（Ⅴ）及びⅦ（Ⅶ）の要件をすべて満たすこと。	☐ 該当		
	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	上記算定要件のⅠからⅦ（Ⅴ）、Ⅶ（Ⅶ）及びⅧの要件をすべて満たすこと。	☐ 該当		
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	上記算定要件のⅠからⅦ（Ⅳ）及びⅦ（Ⅶ）の要件をすべて満たすこと。	☐ 該当		
	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	上記算定要件のⅠからⅦ（Ⅲ）及びⅦ（Ⅶ）の要件をすべて満たすこと。	☐ 該当		
	介護職員等処遇改善加算あり	上記算定要件のⅠからⅦ（Ⅲ）及びⅦ（Ⅶ）の要件をすべて満たす又は要件Ⅷを満たすこと。	☐ 該当		
	サービス種類相互の算定関係	短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けていない。（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対し、通院等乗降介助の提供を行った場合を除く。）	☐ 満たす	サービス提供票	
		同一時間帯に通所サービスを利用	☐ なし	サービス提供票	青PI32 通則(2)

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費					
	訪問介護【身体介護】 ※	15分未満は94単位、15分以上30分未満は189単位、30分以上1時間30分未満の場合は256単位に30分から計算して15分増すごとに85単位、1時間30分以上は548単位に1時間30分から計算して15分増すごとに36単位	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 2【解釈青 P.521】
		現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	☐ 適正		
		都道府県知事等が行う介護員の養成に関する研修課程のうち3級課程を修了した者が行った場合は算定不可	☐ 適正		
		介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者によるサービス提供に限る。	☐ 適正		
	訪問介護【生活援助】 ※	15分未満は48単位、15分以上1時間未満は94単位に15分から計算して15分増すごとに48単位、1時間以上1時間15分未満は214単位、1時間15分以上は256単位	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 2【解釈青 P.521】
		単身の世帯であることや同居家族の障害等の理由によって、家事を行うことが困難	☐ 適正		
		都道府県知事等が行う介護員の養成に関する研修課程のうち3級課程を修了した者が行った場合は算定不可	☐ 適正		
		介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者によるサービス提供に限る。	☐ 適正		
	訪問介護【乗降介助】 ※	1回につき85単位	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 2【解釈青 P.522】
		都道府県知事等が行う介護員の養成に関する研修課程のうち3級課程を修了した者が行った場合は算定不可	☐ 適正		
		介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者によるサービス提供に限る。	☐ 適正		
		訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車又は介助を行っている。	☐ 適正		
		訪問介護員等が乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行っている。	☐ 適正		
	訪問入浴介護 ※	通常の基本部分報酬単位（1,260単位）の90/100	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 3【解釈青 P.522】
		看護職員1人及び介護職員2人が行っている。	☐ 適正		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	訪問看護 ※	通常の基本部分報酬単位（20分未満は313単位、30分未満は470単位、30分以上1時間未満は821単位、1時間以上1時間30分未満は1,125単位）の90/100	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 4【解釈青 P.522】
		通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍等の患者を除く。）である。	☐ 適正		
		主治の医師が交付した文書による指示及び訪問看護計画書に基づいている。	☐ 適正		
		現に要した時間ではなく、訪問看護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	☐ 適正		
		保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービスに限る。	☐ 適正		
		指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日につき2回を越えて行った場合は、1回につき（293単位）の81/100	☐ 適正		
		所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護が24時間行える体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に限る。	☐ 適正		
	指定訪問リハビリテーション ※	通常の基本部分報酬単位（1回につき307単位）の90/100	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 5【解釈青 P.523】
		計画的な医学的管理を行っている医師が交付した文書による指示に基づいている。	☐ 適正		
		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービスに限る。	☐ 適正		
	指定通所介護 ※	通常の基本部分報酬単位（343～1,162単位）の90/100	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 6【解釈青 P.523】
		現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	☐ 適正		
		長時間のサービス利用が困難な利用者で、2時間以上3時間未満の場合、報酬単位の63/100	☐ 適正		
	指定通所リハビリテーション ※	通常の基本部分報酬単位（361～1,369単位）の90/100	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 7【解釈青 P.524】
		現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	☐ 適正		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	指定福祉用具貸与 ※	現に要した費用の額を当該特定施設の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位を算定している。（1月）	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 8 【解釈青 P.524】
		1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、国が定める貸与価格の上限を超えていない。	☐ 適正		
	指定地域密着型通所介護 ※	通常の基本部分報酬単位（415～1,360単位）の90/100	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 9 【解釈青 P.525】
		現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容を行うのに標準的な時間	☐ 適正		
		指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を行った場合は、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間で算定した地域密着型通所介護費の口の所定単位数(12,691単位)の90/100	☐ 適正		
		指定療養通所介護を行ったのは適合する利用者等に対してか	☐ 適正		
		長時間のサービス利用が困難な利用者で、2時間以上3時間未満の場合、報酬単位の63/100	☐ 適正		
	指定認知症対応型通所介護 ※	通常の基本部分報酬単位（266～1,469単位）の90/100	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 10 【解釈青 P.526】
		現に要した時間ではなく、認知症対応型対応通所介護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	☐ 適正		
		長時間のサービス利用が困難な利用者で、2時間以上3時間未満の場合、報酬単位の57/100	☐ 適正		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					

外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費

	指定訪問介護 ※	1週間に1回程度 1,032単位／1月	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 2【解釈青 P.1317】
		1週間に2回程度 2,066単位／1月	☐ 適正		
		1週間に2回程度を超えて必要とされた者（要支援2に限る）3,277単位／1月	☐ 適正		
	指定通所介護 ※	要支援1 1,511単位／1月	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 3【解釈青 P.1317】
		要支援2 3,099単位／1月	☐ 適正		
	指定介護予防訪問入浴介護 ※	通常の基本部分報酬単位（852単位）の90/100	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 4【解釈青 P.1317】
		看護職員1人及び介護職員1人が行っている。	☐ 適正		
	指定介護予防訪問看護 ※	通常の基本部分報酬単位（20分未満は302単位、30分未満は450単位、30分以上1時間未満は792単位、1時間以上1時間30分未満は1,087単位）の90/100	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 5【解釈青 P.1318】
		通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍等の患者を除く。）である。	☐ 適正		
		主治の医師が交付した文書による指示及び介護予防訪問看護計画書に基づいている。	☐ 適正		
		現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間となっている。	☐ 適正		
		保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービスに限る。	☐ 適正		
		指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日につき2回を越えて行った場合は、1回につき（283単位）の81/100	☐ 適正		
		所要時間が20分未満のものについては、指定介護予防訪問看護が24時間行える体制を整えている指定介護予防看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に限り、算定している。	☐ 適正		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	指定介護予防訪問リハビリテーション ※	通常の基本部分報酬単位（1回につき307単位）の90/100	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、 特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 6 【解釈青 P.1318】
		通院が困難な利用者である。	☐ 適正		
		主治の医師が交付した文書による指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画書に基づいている。	☐ 適正		
		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービスに限る。	☐ 適正		
	指定介護予防通所リハビリテーション ※	通常の基本部分報酬単位（1月 要支援Ⅰ 2,053単位 要支援Ⅱ 3,999単位）の90/100	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、 特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 7 【解釈青 P.1319】
		運動器機能向上加算（203単位）	☐ 適正		
		栄養改善加算（180単位）	☐ 適正		
		口腔機能向上加算（135単位）	☐ 適正		
		選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）（432単位）	☐ 適正		
		選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）（630単位）	☐ 適正		
	指定介護予防福祉用具貸与 ※	現に要した費用の額を当該特定施設の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位を算定しているか（1月）	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、 特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 8 【解釈青 P.1319】
		1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、国が定める貸与価格の上限を超えていない。	☐ 適正		
	指定介護予防認知症対応型通所介護 ※	通常の基本部分報酬単位（247～989単位）の90/100	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、 特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 9 【解釈青 P.1320】
		長時間のサービス利用が困難な利用者で、2時間以上3時間未満の場合、報酬単位の57/100	☐ 適正		
		個別機能訓練加算（24単位）	☐ 適正		
		栄養改善加算（180単位）	☐ 適正		
		口腔機能向上加算（135単位）	☐ 適正		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	指定第一号訪問事業 ※	1週間に1回程度 1,057単位／1月	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、 特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 10 【解釈青 P.1321】
	別表第二の2（指定訪問介護※）を準用	1週間に2回程度 2,115単位／1月	☐ 適正		
		1週間に2回程度を超えて必要とされた者（要支援2に限る） 3,355単位／1月	☐ 適正		
	指定第一号通所事業 ※	要支援1 1,504単位／1月	☐ 適正	委託契約書、介護日誌、 特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 11 【解釈青 P.1321】
	別表第二の3（指定通所介護※）を準用	要支援2 3,084単位／1月	☐ 適正		

短期利用型特定施設入居者生活介護費（介護予防特定施設入居者生活介護は適用なし）

短期利用型特定施設入居者生活介護	施設基準第二十二号に規定する基準を満たす特定施設	☐ 適正	入居契約書、入居記録、 指定通知書、勧告等通知書	平成27年厚生労働省告示第96号（旧：平成12年厚生省告示第26号） （施設基準 22） 平成12年3月8日老企第40号 第2の4(3) 【解釈青 P.491】
	事業者が、居宅サービス、指定居宅介護支援等の事業、又は介護保険施設等の運営について3年以上の経験を有している。	☐ 適正		
	入居定員の範囲内の空室を利用するが、入居定員の100分の10以下	☐ 適正		
	利用の開始に当たり、あらかじめ30日以内の利用期間を定めている。	☐ 適正		
	家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しない。	☐ 適正		
	介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けた日から起算して5年以上の期間が経過	☐ 適正		

※解釈青・・・「介護報酬の解釈 1 単位数表編 令和6年4月版」（社会保険研究所）

解釈緑・・・「介護報酬の解釈 3 QA・法令編 令和6年4月版」（社会保険研究所）